

2020年7月16日

第1回：外商投資法で何が変わった？

2020年1月1日より「外商投資法」が施行され、外資三法（独資企業法、中外合資企業法、中外合作企業法）は廃止となった。この変更は、外資企業、及び、出資者に、どのような影響があるのか。

1. 総論

外資企業管理制度の変更として、大きな話題となった外商投資法施行（及び、30年以上続いた外資三法による管理の廃止）であるが、実務上の影響は軽微で、外資企業にとって、火急に対応が必要になる事項は無い。理由としては、以下が挙げられる。

① 会社法に基づく管理

外資三法（独資企業法・中外合資企業法・中外合作企業法）の廃止により、外資企業も、内資企業と同様、原則として会社法に基づき管理される事になった。

但し、2006年1月の会社法改定以降、外資企業の管理に付いても、会社法が重要視されるようになったので、既に、準備措置（実質的な移行措置）が取られていたともいえる。

⇒ 会社法と外資三法の齟齬がある場合の取決め（基本的には、外資三法が優先される）に付いては、「外商投資会社の審査認可登記管理法律適用範囲における若干の問題に関する執行意見（工商外企字[2006]81号）」で整理されていた。

② ネガティブリスト管理

外商投資法第4条には、「外資企業設立は、参入前内国民待遇にネガティブリスト管理を加えた管理体制」の採用が謳われている、これは、既に、2016年10月に開始されている。

⇒ 「外商投資企業設立・変更備案管理暫定弁法（商務部令2016年第3号）」

③ 経過措置

外商投資法第42条には、施行前に設立された外資企業は、施行後5年間は、元の組織形態（出資者総会を設置せず、董事会を最高意思決定機関とする等）を継続する事ができると規定。

また、外商投資法実施条例第 46 条には、既存の外資企業に付いては、合弁契約で取り決められた収益分配、余剰財産分配の方法は、そのまま継続できる事が規定されている。

2. 個別事項（外商投資法施行による影響）

外商投資法施行の個別影響は、以下の通り。

① 組織

1) 独資企業（中国語では外資企業）・中外合資企業・中外合作企業という区分がなくなる。

外資三法に基づく区分が無くなり、以下の通りとなる。

- 有限責任会社・株式有限責任会社

⇒ 会社法に基づく。

- パートナーシップ企業

⇒ 外資の場合は、「外国企業・個人が中国内で設立するパートナーシップ企業管理弁法（国务院令 2009 年第 567 号）」・「外商投資パートナーシップ企業登記管理規定（国家工商行政管理总局令 2010 年第 47 号）」に基づく。

2) 最高意思決定機関

中外合資企業・中外合作企業は、董事会が最高意思決定機関であった（出資者総会を設置せず）が、会社法・第 36 条に基づき出資者総会が最高意思決定機関となる。5 年の経過措置以内に設置する必要あり。

尚、独資企業は、既に、出資者総会が最高意思決定機関であるため（工商外企字[2006]81 号）影響は無い。

☆ 出資者総会の方が合理的な意思決定が可能であるため、外国出資者にとっては出資者総会を早期に設置した方が有利な場合が多い。決議方法の違いは以下の通り。

<出資者総会>

出資比率に基づき議決権を行使する。会社法第 43 条は、会社定款の改定、登録資本金の増加、若しくは減少の決議、及び会社の合併、分割、解散、若しくは、会社形態の変更を決議する場合、三分の二以上の議決権を有する出資者の同意を義務づけている。それ以外の内容は、定款に定める議決方法で決定できる。

< 董事会 >

出資者が派遣した董事による多数決で決議を行う。

中外合資企業法実施条例第 33 条は、会社定款の改定、合弁の中止・解散、登録資本金の増加、若しくは減少の決議、及び会社の合併、分割に付いては、董事会の満場一致決議を義務付けている。それ以外の事項は、会社定款に定める決議方法に基づき議決する。

3) 総経理・副総経理の兼務

中外合資企業法実施条例では、中外合資企業の総経理・副総経理は、他の経済組織との兼務が禁止されていたが、この制限が廃止された。

4) 中国人個人出資

中外合資・合作企業法では、中国人個人は出資者とはなれなかったが、外商投資法実施条例・第 3 条により、出資者となる事が認められた。

5) 一人有限公司

会社法・第 58 条には、「一人の自然人は、1 社の一人有限公司しか設立できない。当該一人有限公司は、新しい一人有限公司を設立する事はできない」との規定がある。独資企業法（外資企業法）廃止後、外国人個人が出資した一人有限公司にも、この規定が適用される。

⇒ 外国人個人（日本人個人）が、既に中国内で一人有限公司を設立している場合、他の一人有限公司の設立は不可（他の出資者と共同設立なら可能）。

⇒ 会社法・第 58 条には、当該一人有限責任会社は新しい一人有限責任会社を投資・設立できないと規定されている。よって、当該一人有限公司は、中国内単独再投資で会社設立はできない（他の出資者と共同なら可能）。

② 利益配分

利益配分に付いては、最も影響を受けるのは中外合作企業。

中外合作企業は、出資比率に基づかないリスク負担、利益配分ができていたが（合作契約書・定款に条件を定めれば、それが優先される）、今後、この様な取り決めは、有限会社形態ではできなくなる（外商投資法施行前に設立した会社は、取決めを継続可能）。

旧独資・中外合資・中外合作企業に関する、制度変更の影響は、以下の通り。

1) 独資企業

独資企業法に利益配分比率の規定無く、影響なし（元より、会社法の規定に従っている）。

2) 中外合資企業

以下の変化がある。旧中外合資企業法では、出資比率に基づく利益分配・リスク負担が求められていたが、制度変更後は、定款に、出資比率とは異なる配当比率を定める余地が出てきた。よって、若干、弾力性が持てる可能性がある。

- 中外合資企業法（失効）・第4条

合弁各者は登録資本の比率に応じて利益分配を受けリスクと欠損を分担する。

- 会社法・第34条

株主は実際納付の出資比率に従って配当金を取得する。

但し、出資比率どおりに配当しないと出資者全体が取り決めている場合は除外する。

3) 中外合作企業

中外合作企業は、リスク負担・利益分配方法を、合作契約・定款で取り決める事ができ、出資比率に基づかない、柔軟な対応が可能であった。これが、中外合作企業法の廃止により、有限会社形態では難しくなる。

⇒ 旧中外合作企業と同様の効果を出すためには、外資パートナーシップ企業を設立する必要がある。外資パートナーシップ形態は、「ジェネラルパートナーシップ」と、「リミテッドパートナーシップ」に分かれる。前者は、出資者全員が無限責任を負う形態、後者は、出資者の内、最低1名は無限責任を負う（それ以外は有限責任とする事ができる）形態。

つまり、最低1名は無限責任を負う必要があるため、有限責任制の中外合作企業よりもリスクが高い。

③ 利益処分（三項基金）

中外合資企業法実施条例には、準備基金・企業発展基金・福利基金（総称、三項基金）の積み立てが、独資企業法実施細則には、準備基金・福利基金の積み立てが規定されている。

三資企業法廃止により、会社法に規定される準備基金の積み立てのみが強制されることに

なる。

⇒ 登録資本金の50%に達するまで、毎期の税引後利益の10%以上を積み立て。

但し、企業が望めば、企業発展基金・福利基金などの任意の積み立ては可能。

④ 中外合資企業清算時の賠償責任

旧中外合資企業法には、「合弁出資者が、契約責任を履行しない事により、合弁会社に損害が有った場合、その出資者は賠償責任を負う」と規定されており、これに基づいて、合弁会社清算時に、パートナーより賠償責任を問われる事が有った（交渉の道具に使用される事が多かった）。

中外合資企業法廃止後は、以下の法律を根拠として、同様の交渉が行われると思われる。

● 「契約法」・107条

違約責任当事者が契約書義務を履行しない、若しくは履行した義務が契約約定に合致しない場合、継続履行、救済措置採用或いは損失賠償などの違約責任を負う必要がある。

以上